別添１

○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針　　改定案

（下線は改正部分）

改定案	現行
電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 Ⅰ　電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成 第１　指針の必要性 （略） 第２　指針の構成と基本的考え方 １　構成 （略） ２　独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 （略） ３　電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方 (1)　電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成１３年以降も、以下のような制度整備がされている。 ①　電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成１３年法律第６２号）において、市場支配的な電気通信事業者（注４）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 Ⅰ　電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成 第１　指針の必要性 （略） 第２　指針の構成と基本的考え方 １　構成 （略） ２　独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方 （略） ３　電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方 (1)　電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきている。 平成１３年には、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成１３年法律第６２号）において、市場支配的な電気通信事業者（注４）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通

信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

② 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成１５年法律第１２５号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じている。

③ 放送法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１３６号）において、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認めるときを、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）の発動要件とすることとしている。

④ 放送法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６５号）において、電気通信事業法第３４条第２項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制として、第二種指定電気通信設備に関する接続会計の整理・公表を義務付ける等の措置を講じている。

⑤ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第５８号）において、電気通信事業法第３３条第２項に規定する第一種指定電気通信設備

信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

また、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成１５年法律第１２５号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じたところである。

さらに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第５８号）において、電気通信事業法第３３条第２項に規定する第一種指定電気通信設備

を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注５）の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課す措置を講じている。	を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注５）の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課すこととしたところである。
⑥　電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２６号）において、電気通信事業の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定の者と合併した場合等における電気通信事業の登録の更新の義務付け、移動通信市場の市場支配的な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止の緩和、第二種指定電気通信設備との接続に関するアンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続の義務付け、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する届出の義務付け等の措置を講じている。	
これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。	これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。
（注４）（略） （注５）（略）	
(2)　総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為	(2)　総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をい

を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。 また、卸電気通信役務については、平成２７年２月、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社における光回線の卸売サービスの提供の開始に際して策定・公表した「ＮＴＴ東西のＦＴＴＨアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」においても、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示しているところであり、本指針と併せて適用することとしている。	う。以下同じ。）、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。
(3)　（略）	(3)　（略）
Ⅱ　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第１　電気通信設備の接続及び共用に関連する分野 １　独占禁止法における考え方 （略） ２ 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要 (1)　電気通信設備の接続制度 （略） ア　電気通信事業者の接続義務等 （略） イ　指定電気通信設備制度 不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通	Ⅱ　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第１　電気通信設備の接続及び共用に関連する分野 １　独占禁止法における考え方 （略） ２ 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要 (1)　電気通信設備の接続制度 （略） ア　電気通信事業者の接続義務等 （略） イ　指定電気通信設備制度 不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通

信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。 まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのＬＲＩＣ（長期増分費用）方式による算定等が義務付けられている。 次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であるため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、それを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表、アンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表等が義務付けられている。 ウ　接続の協定 （略） (2)　電気通信設備の共用制度 （略） (3)　接続等に関する命令 （略） ３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1)　独占禁止法上問題となる行為	信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。 まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのＬＲＩＣ（長期増分費用）方式による算定等が義務付けられている。 次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であることから、それを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表等が義務付けられている。 ウ　接続の協定 （略） (2)　電気通信設備の共用制度 （略） (3)　接続等に関する命令 （略） ３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1)　独占禁止法上問題となる行為

（略） (2)　電気通信事業法上問題となる行為 ア　業務改善命令の対象となる行為 （略） (ア)　接続又は共用に関する不当な差別的取扱い （略） (イ)　接続又は共用の業務における不当な運営 a～c　（略） d　その他の事項 （例） ①　（略） ②　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の接続を行うこと。 ③　（略） ④　他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らして公正妥当ではないものとすること、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとすること。 ⑤～⑪　（略） （略）	（略） (2)　電気通信事業法上問題となる行為 ア　業務改善命令の対象となる行為 （略） (ア)　接続又は共用に関する不当な差別的取扱い （略） (イ)　接続又は共用の業務における不当な運営 a～c　（略） d　その他の事項 （例） ①　（略） ②　第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備の接続を行うこと。 ③　（略） ④　他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当ではないものとすること、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとすること。 ⑤～⑪　（略） （略）

イ　接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

（略）

ウ　接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出とされているもの又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第３３条第８項、第３４条第３項）。

（例）

① 接続約款において、標準的接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていない場合

② 接続約款において、総務省令で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていない場合

③ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合

④ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていない場合

⑤ 接続約款において、能率的経営の下での適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超える接続料を設定している場合

⑥ 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものである場合

⑦ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別

イ　接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

（略）

ウ　接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出とされているもの又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第３３条第８項、第３４条第３項）。

（例）

① 接続約款において、能率的経営の下での適正原価に適正利潤を加えたもの（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算定するもの）を超える接続料を設定している場合。

的な取扱いをしている場合

エ　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第５項及び第３１条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項

②　接続約款において、一般に接続が見込まれない箇所や形態のみでの接続しか認めない、接続に必要な装置等の通信用建物内への設置及び保守（設置場所、保守内容、設置及び保守のための他の電気通信事業者の通信用建物内への立入り等）について必要な範囲を超える制限を課す等、他の電気通信事業者に対し不当な条件を付している場合。

③　接続約款において、特定の電気通信事業者に対して、それ以外の電気通信事業者の条件と比較して不利な取扱いをしている場合。

④　接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合。

⑤　接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていない場合。

エ　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第４項及び第３１条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項

第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

①　他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注１９）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注２０）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第３０条第３項第１号及び第４項第１号）。

（注１９）（略）

（注２０）（略）

②　優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第３０条第４項第２号）。

③　（略）

④　（略）

第２　電柱・管路等の貸与に関連する分野

（略）

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

（略）

(2)　電気通信事業法上問題となり得る行為

（略）

ア　正当な理由なく貸与を拒否する行為

（略）

①～⑨　（略）

ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注３５）又は支線の

第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

①　他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注１９）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注２０）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第３０条第３項第１号）。

（注１９）（略）

（注２０）（略）

②　優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。

③　（略）

④　（略）

第２　電柱・管路等の貸与に関連する分野

（略）

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

（略）

(2)　電気通信事業法上問題となり得る行為

（略）

ア　正当な理由なく貸与を拒否する行為

（略）

①～⑨　（略）

ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注３５）又は支線の

共用（注３６）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。	共用（注３６）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。
なお、一束化又は腕金類の設置（注３７）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に<u>当たって</u>は、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第３条第１項第５号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第１号の「現に空きがない場合」に該当しないものと解されている。	なお、一束化又は腕金類の設置（注３７）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に<u>あたって</u>は、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第３条第１項第５号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第１号の「現に空きがない場合」に該当しないものと解されている。
（注３５）（略）	（注３５）（略）
（注３６）（略）	（注３６）（略）
（注３７）（略）	（注３７）（略）
イ　適正でない提供条件により貸与する行為	イ　適正でない提供条件により貸与する行為
（略）	（略）
第３　電気通信役務の提供に関連する分野	第３　電気通信役務の提供に関連する分野
１　独占禁止法における考え方	１　独占禁止法における考え方
（略）	（略）
２　電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要	２　電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要
(1)　基礎的電気通信役務に関する制度	(1)　基礎的電気通信役務に関する制度
国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき基礎的電気通信役務については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を<u>義務付けて</u>いるところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、	国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき基礎的電気通信役務については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を<u>義務づけて</u>いるところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、
(ｱ)　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないと	(ｱ)　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないと

き、	き、
(ｲ)　電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、	(ｲ)　電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
(ｳ)　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、	(ｳ)　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
(ｴ)　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、	(ｴ)　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
(ｵ)　重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、	(ｵ)　重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
(ｶ)　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、	(ｶ)　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、
は、契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第１９条第２項）	は、契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第１９条第２項）
(2)　指定電気通信役務に関する制度	(2)　指定電気通信役務に関する制度
次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務付けるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、	次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務づけるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、
(ｱ)～(ｶ)　（略）	(ｱ)～(ｶ)　（略）

は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第２０条第３項）

（略）

(3)　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度

固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用されるほか、業務改善命令や禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている。（電気通信事業法第２９条第１項及び第３０条第５項）

(4)　(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する

は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第２０条第３項）

（略）

(3)　基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務

制度

(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と合意した料金その他の提供条件にによりを提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

(ｱ)～(ｸ)　（略）

(ｹ)　特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他その業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき（卸電気通信役務の提供に係るものに限る。）、

(ｺ)　(ｱ)から(ｹ)までに掲げたもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき、

は、業務改善命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第２９条第１項）

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1)　電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

ア　独占禁止法上問題となる行為

（略）

イ　電気通信事業法上問題となる行為

(ｱ)　基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法

に関する制度

基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と提供条件について取決めを行い、契約を締結した上で、電気通信役務を提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

(ｱ)～(ｸ)　（略）

(ｹ)　(ｱ)から(ｸ)までに掲げたもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき、

は、業務改善命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第２９条第１項）

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1)　電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

ア　独占禁止法上問題となる行為

（略）

イ　電気通信事業法上問題となる行為

(ｱ)　基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法

に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第１９条第２項及び第２０条第３項）。

ａ～ｅ　（略）

ｆ　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

①～⑩　（略）

⑪　指定電気通信役務と併せて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。

⑫　基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務と併せてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。

⑬～⑯　（略）

(ｲ)　市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（②については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違

に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第１９条第２項及び第２０条第３項）。

ａ～ｅ　（略）

ｆ　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

①～⑩　（略）

⑪　指定電気通信役務とあわせて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。

⑫　基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。

⑬～⑯　（略）

(ｲ)　市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業

反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

①　自己の関係事業者（電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人（注４７）であって総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。）とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。

（注４７）特定関係法人とは、電気通信事業法第１２条の２第４項第１号に定める特定関係法人をいう。

②　他の電気通信事業者（注４７）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第３０条第４項第３号）。

（注４８）（略）

③　ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己の関係事業者の

の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

①　自己の関係事業者とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。

②　他の電気通信事業者（注４７）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第３０条第３項第３号）。

（注４７）（略）

③　ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己の関係事業者の

開設するポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとすること（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。

(ｳ)　電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については 業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第２９条第１項第２号から第７号まで）

ａ～ｅ　（略）

ｆ　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

①～⑨　（略）

⑩　電気通信役務と併せて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

⑪～⑭　（略）

（略）

(ｴ)　（略）

(2)　セット提供に係る行為

開設するポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとすること（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。

(ｳ)　電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については 業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第２９条第１項第２号から第７号まで）

ａ～ｅ　（略）

ｆ　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

（例）

①～⑨　（略）

⑩　電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

⑪～⑭　（略）

（略）

(ｴ)　（略）

(2)　セット提供に係る行為

ア　独占禁止法上問題となる行為

（略）

イ　電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき（卸電気通信役務の提供によるときに限る。）や、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第２９条第１項第１０号及び第１２号）

（例）

○　自己の関係事業者（電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定するものに限る。）のサービスを排他的に組み合わせた割引サー

ア　独占禁止法上問題となる行為

（略）

イ　電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

○　自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。

ビスの提供を行うこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。

(3)　顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

（略）

(4)　自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア　独占禁止法上問題となる行為

（略）

イ　電気通信事業法上問題となる行為

(ｱ)　（略）

(ｲ)　市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第５項及び第３１条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

①　利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者（電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定するものに

(3)　顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

（略）

(4)　自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア　独占禁止法上問題となる行為

（略）

イ　電気通信事業法上問題となる行為

(ｱ)　（略）

(ｲ)　市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第４項及び第３１条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

①　利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。

限る。②及び③において同じ。）の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。	
②　自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。	②　自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。
③　自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。	③　自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。
④　（略）	④　（略）
(5)　卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	(5)　卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為
ア　独占禁止法上問題となる行為 （略）	ア　独占禁止法上問題となる行為 （略）
イ　電気通信事業法上問題となる行為	イ　電気通信事業法上問題となる行為
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）
(ｲ)　市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると	(ｲ)　市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると

認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

○　卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者（電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定するものに限る。）に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第３０条第３項第２号及び第４項第２号）。

第４　コンテンツの提供に関連する分野

１　独占禁止法における考え方

（略）

２　電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、システム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第３０条第４項第３号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動さ

認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

（例）

○　卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第３０条第３項第２号）。

第４　コンテンツの提供に関連する分野

１　独占禁止法における考え方

（略）

２　電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第３０条第３項第３号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反

れる（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が同様の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第２９条第１項第１０号及び第１２号）

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第３０条第４項第３号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同

した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第３０条第３項第３号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合に

法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第２９条第１項第１２号）

①～③　（略）

第５　電気通信設備の製造・販売に関連する分野

１　独占禁止法における考え方

（略）

２　電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第３０条第４項第３号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１

おいて、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

①～③　（略）

第５　電気通信設備の製造・販売に関連する分野

１　独占禁止法における考え方

（略）

２　電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第３０条第３項第３号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

号及び第１２６条第１項第３号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が同様の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第２９条第１項第１２号）

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注５８）ときには、電気通信事業法第３０条第４項第３号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第

３　独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注５７）ときには、電気通信事業法第３０条第３項第３号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第４項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第３１条第４項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

１２６条第１項第３号）。 　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第２９条第１項第１２号）	
（注５８）（略） ①～④　（略）	（注５７）（略） ①～④　（略）
【再掲】　市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等） （略）	【再掲】　市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等） （略）
１　制度の趣旨及び概要 (1)　電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。 　具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる行為をあらかじめ禁止するとともに（同法第３０条第３項及び第４項）、これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同条第５項）。	１　制度の趣旨及び概要 (1)　電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。 　具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる①から③までの行為をあらかじめ禁止するとともに（同法第３０条第３項）、これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同法第３０条第４項）。
（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為） ①　電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者の禁止行為 ア　接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

イ　電気通信業務についての当該電気通信事業者の特定関係法人（注１）である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたものに対する不当に優先的な取扱い・利益付与	
②　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の禁止行為	
ア　接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	①　接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供。
イ　電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	②　電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与。
ウ　他の電気通信事業者（注２）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	③　他の電気通信事業者（注１）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉。
また、市場支配的な電気通信事業者は、内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、会計整理義務及び電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（電気通信事業法第２４条第２号及び第３号並びに第３０条第６項）。	また、市場支配的な電気通信事業者は、内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、会計整理義務及び電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（電気通信事業法第３０条第５項）。
（注１）特定関係法人とは、電気通信事業法第１２条の２第４項第１号に定める特定関係法人をいう。	
（注２）コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第１６４条第１項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。	（注１）コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第１６４条第１項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。
(2)　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景とした反競争的な行為を行った場	(2)　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景とした反競争的な行為を行った場

合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

このため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、⑴②アからウまでの行為を禁止する他、

① 特定の業務において、特定関係事業者（注３）に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止するとともに（注４）（同法第３１条第２項）、

② ⑴②アからウまでの規制、及び①の規制の実効性を確保するため、電気通信業務等を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が、受託した業務に関し、⑴②アからウまでの行為、及び①の行為を行わないように、当該子会社等に対し、必要かつ適切な監督を行うことを義務付けている（同条第３項）。（注５）

（注３）～（注５）（略）

（略）

2 電気通信事業法上問題となる行為

⑴ 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（ウについては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第３０条第５項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第３０条第３項第１号及び第４項第１号）

合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

このため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、⑴①から③までの行為を禁止する他、

① 特定の業務において、特定関係事業者（注２）に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止するとともに（注３）（同法第３１条第２項）、

② ⑴①から③までの規制、及び①の規制の実効性を確保するため、電気通信業務等を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が、受託した業務に関し、⑴②アからウまでの行為、及び①の行為を行わないように、当該子会社等に対し、必要かつ適切な監督を行うことを義務付けている（同条第３項）。（注４）

（注２）～（注４）（略）

（略）

2 電気通信事業法上問題となる行為

⑴ 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第３０条第４項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第９条の電気通信事業の登録及び同法第１１７条第１項の認定の取消事由となり得る（同法第１４条第１項第１号及び第１２６条第１項第３号）。

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第３０条第３項第１号）

○　他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第１の３⑵エ①）。	○　他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第１の３⑵エ①）。
イ　電気通信業務についての特定の電気通信事業者（電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定するものに限る。⑥において同じ。）に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（同条第３項第２号及び第４項第２号）	イ　電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第３０条第３項第２号）
（例）	（例）
①　（略）	①　（略）
②　自己の関係事業者（電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定するものに限る。③から⑤まで及び⑦において同じ。）のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第３の３⑴イ㈠①）。	②　自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第３の３⑴イ㈠①）。
③～⑧　（略）	③～⑧　（略）
（注６）（略）	（注５）（略）
ウ　他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第３０条第４項第３号）	ウ　他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第３０条第３項第３号）
（例）	（例）
①～③　（略）	①～③　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）

Ⅲ　競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 （略） Ⅳ 報告・相談、意見申出等への対応体制 （略） 表　（略） 別表１　（略） 別表２　（略）	Ⅲ　競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 （略） Ⅳ 報告・相談、意見申出等への対応体制 （略） 表　（略） 別表１　（略） 別表２　（略）